



清流

平成28年 12月
静岡市第5支部
共同実施だより
第 48 号

県職員の給与改正について

10月号で、県の人事委員会勧告の概要をお伝えしましたが、12月21日閉会の県議会で勧告通りの給与改正が議決される予定です。主な改正点は以下のとおりです。

【人事委員会勧告に基づく改正の内容】



(1) 給料表

- 給料表の水準を**平均0.2%引き上げ**

(若年層を行政職 1,500円程度、教育職 1,700円程度 ~ 高齢層 400円程度)

- 給料月額に一定の率を乗じる率の引き上げ 100分の100.87 ⇒ **100分の101.89**

※ ただし、平成27年4月の給与改正で若年層を除き給与月額が引き下げられて以降、経過措置で引き下げ前の27年3月31日の額が保障されている方で、今回の改正による引き上げを経てなお27年3月31日の額より低い場合は、給与月額の差額支給はありません。

(2) 扶養手当

- 子に係る支給額を**700円引き上げ**

扶養親族		改正前	改正後
配偶者あり	子1人につき	6,800円	7,500円
配偶者なし	扶養親族1人目が子の場合	11,300円	12,000円
	2人目以降	6,800円	7,500円
16歳年度初めから22歳年度末までの子に対する加算額		5,300円	6,000円

(3) 地域手当

- 県内一律 3.6% ⇒ **3.7%**

(4) 単身赴任手当

- 基礎額 26,000円 ⇒ **30,000円**
- 加算額の限度 58,000円 ⇒ **70,000円**

(5) 勤勉手当

- 0.1月分引き上げ** (期末手当と合わせて年間4.2月 ⇒ **4.3月**)

年度		6月期	12月期	年間
28	期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)	4.2月 ↓ 4.3月
	勤勉手当	0.80月 (支給済み)	0.80月 ⇒ 0.90月	
29以降	期末手当	1.225月	1.375月	4.3月
	勤勉手当	0.85月	0.85月	

※ 再任用職員の支給月数は省略

(6) 適用日

上記(1)~(4)は平成28年4月1日、(5)は平成28年12月1日

(7) 差額の支給

上記(1)~(4)の28年4月に遡った差額9ヶ月分と(5)の差額の合計額が、給与の第1口座と第2口座のいずれかに振り込まれます

差額支給日は…

12月27日(火)



用務員の環境整備共同作業 in 水見色小

9月（第46号）でご紹介した、用務員の皆さんの環境整備共同作業。活動報告第2弾として今回ご紹介するのは、11月9日（水）に水見色小学校で行われたスケートリンクのペンキ塗りです。

【before】



【作業中】



【after】



通称『山ばとスケートリンク』は、県内唯一の手作りスケートリンクとして、30年以上前から、冬になると保護者の皆さんが数時間おきに水を撒いて作ってくれるそうです。キレイになったリンクで、今シーズンも楽しく滑ることができますね♪



今年も残すところあとわずかとなりました。寒さや仕事の忙しさに加え、飲んだり食べたりする機会も多くなるこの時期、体調に気をつけて良い年をお迎えください。